

## 2 個人県民税徴収取扱費交付額

(平成25年度～平成29年度)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	円	円	円	円	円
納税義務者数によるもの (納税者数(人))	1,422,580,500 (475,291)	1,417,782,000 (471,781)	1,400,528,250 (465,133)	1,407,831,750 (470,624)	1,417,554,750 (473,071)
県に払い込まれた金額によるもの (払込金額(円))	1,655,131 (23,645,157)	1,084,803 (15,497,532)	642,510 (9,179,131)	513,860 (7,341,240)	388,527 (5,550,759)
過誤納金及び還付加算金によるもの	30,726,086	36,812,269	31,649,119	26,578,791	28,901,706
納期前納付による報奨金によるもの	284,737	-	-	-	-
配当割額又は株式等譲渡 所得割額の還付(充当)によるもの	2,458,259	8,263,254	9,362,855	6,337,924	6,374,229
<b>交 付 額 計</b>	<b>1,457,704,713</b>	<b>1,463,942,326</b>	<b>1,442,182,734</b>	<b>1,441,262,325</b>	<b>1,453,219,212</b>

注 交付額の算定基礎は次による。

- 1 「納税義務者数によるもの」は、納税義務者一人につき3,000円。
- 2 「県に払い込まれた金額によるもの」は、平成18年度以前の課税分に係る払込金額の100分の7に相当する額。
- 3 「過誤納金及び還付加算金によるもの」、「納期前納付による報奨金によるもの」及び「配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付(充当)によるもの」は、それぞれ相当する額。